

2020年12月4日

国立大学法人山形大学学長  
玉手英利 殿

山形大学職員組合執行委員長  
富田 かおる

令和2年の人事院勧告を踏まえた今後の対応に関する交渉について

貴職におかれましては、常日頃より、地域に根ざしながら学問・研究の発展に力を尽くされていることに敬意を表します。

今年度の人事院勧告を踏まえ給与法が改正されたことを受け、本学の今後の対応については、山形大学職員組合とも相談しながら進めていきたいとお申し出をいただきました。

つきましては、以下を要求いたします。

なお、回答は12月10日までによりしくお願い申し上げます。

記

- ① ボーナス引き下げ直前の交渉は誠実に交渉しない団体交渉拒否とみなされ、不当労働行為に当たりますので、12月のボーナスは従来通り支給することを求めます。
- ② 来年度の賃金について引き下げ提案を行うのであれば、交渉日程をご提案いただき、交渉までに以下の資料を示すことを求めます。
  - (1) 引き下げた場合の影響額（全体と代表的な事例）
  - (2) 引き下げなければ経営困難になるという財務の根拠（財務諸表上は経営破綻する状況ではないと思われる）

なお、12月に従来通り支給し年度末に減額調整を行うことは、不利益不遡及の原則により不可能であることを申し添えます。